

特定非営利活動法人よもぎのアトリエ定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、特定非営利活動法人よもぎのアトリエと称する。

(事務所の所在地)

第2条 本会の事務所は、広島市安佐北区亀崎4丁目12番1号

(目的)

第3条 本会は、地域に生活する人々に対して、いのちと未来をしっかりと見つめて、困ったときにはお互いに助け合うという立場で、地域社会を豊かで住みよくするための民間サイドの福祉活動を推進し、暮らしやすい ヘルシーライフを増進し、もって、社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 本会は前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

(1) 保健、医療又は、福祉の増進を図る活動

(事業)

第5条 本会は、第3条の目的達成のために、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

(1) 家事援助及び介護介助等の事業

(2) 食事サービスに関する事業

(3) 環境の保全を図る事業

(4) 在宅介護を支援する事業

(5) 介護保険制度に関する事業

(6) 介護保険法に基づく居宅サービス事業

(7) 介護保険法に基づく介護予防サービス事業

(8) 介護保険法に基づく居宅介護支援事業

(9) 研修・啓発等の事業

(10) 栄養士派遣事業

(11) 障害者自立支援法に基づく障害者地域活動支援事業、障害福祉サービス事業等

(12) 子育て及び青少年育成に関する事業

(13) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(会員)

第6条 会員は、本会の目的に賛同する者であれば、誰もが会員となり得る。よって入会の条件等は特に定めない。

2 本会の会員は、次の2種とする。

(1) 正会員 本会の目的に賛同して入会する個人又は団体とし、正会員を特定非営利活動促進法上の社員とする。

(2) 賛助会員 本会の事業を賛助・後援するため入会し、賛助会費を納める個人又は団体。

(退会)

第7条 会員は、理事会の決議を経て、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第8条 会員が次の各号の一つに該当する場合には、総会において3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 本会の定款又は規則に違反したとき。

(2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品不返還)

第9条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は返還しない。

第3章 役員

(種類及び定数)

第10条 本会に次の役員を置く。

理事 5人以上13人以内

監事 1人以上

2 理事のうち、1人を理事長、2人以内を副理事長とする

(選任等)

第11条 役員は、総会において選任する。

2 理事は、互選により、理事長、副理事長を選任する。

3 監事は、理事又は本会の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第12条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、定款の定め及び総会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる業務を行う。

(1) 本会の財産の状況を監査すること

(2) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(3) 前1号の規定による監査の結果、本会の業務又は財産に関し、不正の事実を發

見したときは、これを総会に報告すること。

- (4) 前号の報告をするため必要があるときは、総会又は、理事会の召集、若しくは召集請求をすること。

(任期)

第13条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(解任)

第14条 役員が次の各号の一つに該当するときは、総会において3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

第4章 総会

(種別)

第15条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第16条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第17条 総会は、この定款で別に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

(開催)

第18条 通常総会は、毎年会計年度終了後2か月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一つに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め召集の請求をしたとき。
- (2) 正会員の5分の1以上が召集の請求をしたとき。
- (3) 第11条第4項第4号の規程により、監事から召集があったとき。

(召集)

第19条 総会は、前条第2項3号の場合を除いて理事長が召集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも開催日の7日前までに通知しなければならない。

(定足数)

第20条 総会は、正会員の過半数の出席がなければ開催することができない。ただし、委任状を出席と認めることができる。また総会に出席できない正会員は、あら

かじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

(議決)

第21条 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、議事は、出席した正会員の過半数で決し、可否同数のときは議長がこれを決する。

2 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

第5章 理事会

(構成)

第22条 理事会は、理事をもって構成する。

(機能)

第23条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(召集)

第24条 理事会は、理事長が召集する。

2 理事会を召集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも開催日の5日前までに通知しなければならない。

(定足数等)

第25条 理事会には、第19条及び第20条の規定を準用する。この場合において、これら規定中総会及び正会員とあるものはそれぞれ理事会及び理事と読み替えるものとする。

第6章 事務局

(設置)

第26条 本会の事務を処理するために、事務局を設置する。事務局には、事務局長及び所要の事務局員をおくことができ、その任免は理事長が行う。

(備え付け帳簿及び書類)

第27条 事務局には、次に掲げる帳簿及び書類を備えておかななければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿及び会員の移動に関する書類
- (3) 役員、事務局職員に関する名簿及び履歴書
- (4) 認証、許可等及び登記に関する書類

- (5) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (6) 会計帳簿及び証拠書類
- (7) 資産、負債及び正味財産の書類

第7章 資産及び会計

(財産の構成)

第28条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金、会費及び賛同金
- (2) 寄付金品
- (3) 事業に伴う収益
- (4) 財産から生じる収益
- (5) その他の収益

(資産の管理)

第29条 本会の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(経費の支弁)

第30条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第31条 本会の事業計画及びこれに伴う活動予算に関する書類は、毎会計年度開始前に、総会において3分の2以上の議決を経なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第32条 本会の事業報告及び決算は、毎会計年度終了後、事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録書等を作成し、監事の監査を受け、総会において承認を経て後、所轄庁に報告しなければならない。

(会計年度)

第33条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第34条 この定款は、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければ変更をすることができない。

(解散)

第35条 本会は、特定非営利活促進法第31条第1項第3号から第7号の規定によるほか、総会において社員総数の4分の3以上の議決を経て、解散する。

(残余財産の帰属)

第36条 この法人が解散したときに残存する財産は（合併及び破産の場合を除き）法11条第3項に掲げる者のうち、総会において出席した正会員の過半数をもって決した特定非営利活動法人に譲渡するものとする。

（合併）

第37条 この法人が合併しようとするときは総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ所轄庁の認証を得なければならない。

（公告）

第38条 本会の公告は、官報に掲載する。

（委任）

第39条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

附則

- 1 この定款は、本会の設立の日から施行する。
- 2 本会の設立初年度の会計年度は、第33条の規定にかかわらず、設立の日から平成13年5月31日までとする。
- 3 本会の設立当初の役員は次のとおりとする。

理事	室本 けい子	上安 澄夫	山口 誠	藤井 巖	原田 佳子
	井上 千代	井上 洋子			
監事	篠原 一郎	岡原 靖恵			